

令和 6 年度集団指導 共同生活援助

施設サービス指導担当

運営指導において指摘の多かった事項

●勤務体制及び人員配置について

- 非常勤職員の有給や欠勤を、常勤換算に含めている

⇒非常勤職員が多い事業所については、人員配置が基準を満たしているか要確認！

- 夜間支援員と世話人・生活支援員の時間が混同している

⇒夜間支援の時間帯は、世話人・生活支援員としてのカウントができないため、常勤換算に含めないでください。

運営指導において指摘が多かった事項

●運営規程

- 利用者から徴収する費用の額の記載が「実費」となっている
⇒家賃、食費、光熱水費については額も記載してください。
(日用品費も徴収する場合は、額を記載してください)

※利用者から敷金や共益費は徴収できません！

運営指導において指摘の多かった事項

●利用者から徴収する費用

○利用者から徴収する費用について、定期的な精算ができていない

⇒利用者から徴収した費用については定期的に精算し、残金が生じた場合には、利用者へ返還すること。

(精算の頻度は、少なくとも1年に1回以上)



運営指導において指摘が多かった事項

●加算の記録

重要!

○加算の記録がない

⇒加算を算定する際は、事前に留意事項通知等をよく読み、算定要件を満たせるように記録等を保管してください。
加算の記録や個別支援計画への位置づけがない場合には、要件を満たしていないと判断し、過誤請求等を行っていただくこともあります。

運営指導において指摘が多かった事項

●預かり金

○通帳と印鑑の保管場所が同じになっている

⇒通帳と印鑑の保管場所は別々にしてください。

また、通帳と印鑑の保管責任者も別の人を選定し、牽制体制を敷いてください。



加算について

重度障害者支援加算

○ 重度障害者支援加算の算定要件

- ・ 生活支援員の20%以上が強度行動障害支援者養成研修の基礎研修修了者している事業所であること。
- ・ 実践研修修了者が作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害（区分6又は区分4かつ行動関連項目10点以上）個別支援を行う。
- ・ 実践研修修了者が週に1回以上当該利用者の様子を観察したことが分かる記録を残していること。
- ・ 3月に1回程度の頻度で支援計画シート等を見直したことが分かる記録を残していること。

ポイント

加算について

重度障害者支援加算の初期加算

★初期加算の算定開始日は、

3つの要素が重なっていることが要件！

重度障害者支援
加算の対象者で
ある

利用者が事
業所の利用
を開始して
いる

事業所が重
度障害者支
援加算を算
定している

※中核的人材養成研修の修了者の配置要件については、
生活介護等資料を参照してください



令和7年度より義務化 地域連携推進会議

- 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について
知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進
会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するととも
に、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所
を見学する機会を設けなければならない。

⇒地域連携推進会議での報告、要望、助言等の記録は公表すること。

ご静聴ありがとうございました。

